

議案第 86 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を別紙のとおり指定するものとする。

令和 5 年 11 月 30 日提出

北名古屋市長 太田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市九之坪児童館の指定管理者を指定するため必要があるからである。

北名古屋市九之坪児童館指定管理者

- 1 指定に係る施設の名称  
北名古屋市九之坪児童館
- 2 指定の相手方  
北名古屋市九之坪天下地101番地  
特定非営利活動法人在宅福祉の会じゃがいも  
代表者 早川京子
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

## 施設及び法人の概要

### 1 施設の概要

(1) 名称

北名古屋市九之坪児童館

(2) 所在地

北名古屋市九之坪北美田39番地

(3) 敷地面積

346.00㎡

(4) 施設規模

鉄筋コンクリート造2階建

建築面積 142.32㎡

延べ床面積 253.60㎡

(5) 施設内容

集会室、遊戯室、図書室、湯沸室、事務室、倉庫、便所、自転車置場

(6) 開館時間及び休館日

ア 開館時間

午前9時30分から午後6時まで（ただし、児童クラブについては、午後7時30分まで。また、休館日を除く学校休業日は、午前7時30分から）

イ 休館日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで

(7) 利用状況

令和4年4月から令和5年3月までの実績

利用人数 24,189人

(8) 利用料

無料

(9) 指定管理者制度導入年月日

平成17年4月1日

## 2 「特定非営利活動法人在宅福祉の会じゃがいも」の概要

### (1) 主たる事務所

所在地 北名古屋市九之坪天下地101番地

### (2) 目的

介護・介助や看護を必要とする高齢者及び心身障害者に対して福祉・医療サービスに関する事業を行い、かつ子どもの健全育成のための児童福祉サービスに関する事業を行い、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

### (3) 組織（令和5年4月1日現在）

ア 理事長 早川 京子

イ 役員 理事長、副理事長、理事2名、監事1名

ウ 職員 30名

### (4) 指定管理者としての実績

ア 九之坪児童館の指定管理者 平成17年4月1日から現在まで

イ 熊之庄児童館の指定管理者 平成20年4月1日から現在まで